

株式会社シーエヌシー 一般事業主行動計画  
【次世代法・女性活躍推進法 一体型】

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のよう  
行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 9月 1日～令和 5年 8月 31日までの2年
2. 内容

目標1：男性の育児休業取得を促進するための措置の実施（1名以上）【次】

<計画>

- 令和 3年 9月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 4年～ 男性社員にニーズを把握し制度の理解や周知をして育児休業取得を目指す

目標2：年次有給休暇取得率を62.5%にする【女活】

<計画>

- 令和 3年 9月～ 有休取得についての現状把握、対策立案
- 令和 3年 10月～ チーム毎に有休取得率アップに向けた取り組みスタート